院外処方箋の薬品名表記が一部変更になります

2025年(令和7年)6月から

「一般名処方」を開始します

一般名処方とは？

医師がお薬の商品名や後発医薬品のメーカーを指定せず、一般的な名称(有効成分の名称)で処方することです。

(記載方法：【般】+「一般名」+「剤形」+「含量」)

《 これまで 》

《 2025年6月～ 》

※あくまで参考例であり、全てのお薬が例示のように表記される訳ではありません。

※後発医薬品が存在しない医薬品は、先発医薬品名を記載します。

薬局では

これまでと同じお薬がもらえます。

また、「一般名処方」で記載された処方箋では、有効成分が同一である医薬品が複数あれば、どの後発医薬品(ジェネリック医薬品)でも、薬剤師と相談して選ぶことができます。

県立日南病院